# 大正期の不良少年少女 ----雑誌『変態心理』を通して----

五十崎史歩(玉井研究会4年)

#### 序 章

- I 『変態心理』の概要と旧少年法
  - 1 『変態心理』の沿革と特徴
  - 2 旧少年法の沿革
- Ⅱ 少年少女の不良化の要因
  - 1 先天的原因
  - 2 家庭環境
  - 3 社会環境
- Ⅲ 不良少年少女の感化救済
  - 1 旧少年法制定前
  - 2 旧少年法制定後
- 終章

## 序章

『変態心理』は中村古峡が創設した日本精神医学会の月刊雑誌として大正6年10月に創刊され、大正15年10月まで足掛け10年間に全103冊を出版して終刊した雑誌である。誌面で取り扱われた内容は非常に幅広く、「常態」の反対語としての「変態」事象が取り上げられ、心理学、心霊学、哲学、文学、医学、生物学、教育学、社会学、宗教学、民俗学、その他様々な分野の人々がそれぞれの専門領域を超え、報告や意見交換を行っていた。

『変態心理』に関する研究は、同誌の復刻版の解説書として位置付けられる

『『変態心理』と中村古峡――大正文化への新視角』<sup>11</sup> に数多く掲載されている。しかし、それらの内容は、宗教学や心理学、性科学、精神医学や文学の見地から『変態心理』を分析しているものであり、大正期に社会問題となっていた不良少年少女<sup>22</sup> に焦点を当てた研究は寡聞にして存在しない。また、戦前の不良少年少女に焦点を当てた研究は作田誠一郎による『近代日本の少年非行史――「不良少年感」に関する歴史社会学的研究』<sup>31</sup> があり、少年非行の社会的な変容過程が歴史社会学的に研究されているが、残念ながら『変態心理』の内容が生かされてはいない。

上記の研究状況を踏まえ本稿は、社会問題としての不良少年少女に関して、同時期に実施された大正の少年法と矯正院法の制定、施行という制度変更を追いながら、人間の心理や精神に着目する『変態心理』独自の視点を通して浮かび上がる、彼らに対する社会的な眼差しを明らかにすることを目的とする。

第 I 章では『変態心理』の概要とその特徴、明治末から大正期にかけての不良 少年少女を取り巻いていた環境を旧少年法制定を含め紹介する。第 II 章では少年 少女が不良化する原因を、同誌はどのように論じていたか、先天的原因と後天的 原因に注目しながら明らかにする。第 II 章では旧少年法が制定される大正11年 4 月を境に、その前後で見られた不良少年少女に対する感化救済事業に関しての論 調の変化や特徴を分析する。

# I 『変態心理』の概要と旧少年法

本章では『変態心理』という雑誌の沿革と特徴を述べた後、大正期の不良少年 少女を取り巻いていた制度的環境について明らかにする。

第1節では『変態心理』の沿革とその特徴を述べる。第2節では明治末期から 旧少年法制定までの不良少年少女が置かれていた状況を、制度の変遷を中心に解 説する。

## 1 『変態心理』の沿革と特徴

『変態心理』は日本精神医学会の月刊雑誌として10年間発刊され、記事の内容は極めて多様であった。時期により増減はあるが毎号100ページほどの量で、多角的な分野の研究論文が誌面の大半を占めていた。特徴的なコーナーでは、第1巻第1号(大正6年10月)から第2巻第8号(大正7年12月)までは「最近の新聞

雑誌から |、第3巻第1号(大正8年1月)から第17巻第6号(大正15年6月)ま では「最近の学説」という題で新聞や雑誌からの記事の引用をまとめたコーナー がある。また、第1巻から第2巻までは「変態心理日誌」、それ以降は「現代の 縮図|という題で、新聞などを参考に殺人や情死、不良少年などの変態事象をま とめたコーナーがあった。これらのコーナーはメディアを通して社会の変態事象 を網羅的に把握でき、時代を追う良い資料を提供している。また、第7巻第1号 (大正10年1月) から第7巻第5号(大正10年5月) までは「文芸欄」が設けられ、 それ以降は度々外国文学に現れる変態心理の分析が掲載されたり、小説が掲載さ れたりするなど、具体的な社会事象だけでなく、文学や文豪の性格に現れる変態 性をも研究の対象としていた。このような多彩な誌面構成は「余り一般的に知ら れていない変態心理学の普及といふことを目的としているのでありますから、た だ専門学者の機関となるばかりでなく、広く一般の人にも読んで貰ひたいといふ 点に於いて、取材の範囲を広く自由に、さうして研究と趣味とを併せ兼ねるやう に」4 雑誌を作ろうとする編集側の意図が現れていた。同誌は、元々幅広い学問 を含有している「変態心理学」を広く普及させるために、社会の変態事象を幅広 く取り扱い、社会の下層にまで目を向けその変態性を解明しようとしていた。

『変態心理』の特徴として、読者との交流が盛んであったことが挙げられる。第1巻第1号から「投書歓迎」<sup>5)</sup> という巻末の広報があり、その後も読者からの積極的な投稿を募集している。第9巻第5号(大正11年5月)、第9巻第6号(大正11年6月)では「余の経験せる変態心理」<sup>6)</sup> として読者からの懸賞募集も行っている。100号が出版される際には、読者からの意見を募集し誌面に活かそうと努めており、読者からの寄稿を求めるだけでなく、意見も取り入れ雑誌の改善を図ろうともしていた。また、『変態心理』の母体である日本精神医学会も積極的な活動を行っていた<sup>7)</sup>。日本全国に支部を設け、変態心理講習会や催眠実技講習会、実験デーなどを開催していた<sup>8)</sup>。参加者は、学者や学生、主婦まで幅広く、当時の「変態事象」への関心の高さがうかがえる。誌面上ではこれらの会合の宣伝や報告がなされており、催眠実験や透視実験の報告などは、普段の研究を裏付けるようなものになっていた。本誌の研究に対する真面目な態度が見て取れる。このように同誌は幅広い研究対象を持つため、変態事象に関する投書を募集するなど、読者に対しても間口を大きく広げ、講演会などを通して、誌面にとどまらず読者との交流を行っていたことが確認できる。

本稿で着目する不良少年少女に関する研究は、『変態心理』の創刊から終刊ま

で10年間にわたりメインテーマの1つとして論じられていた。第2巻第3号(大正7年7月)では「不良少年研究号」、第14巻第1号(大正13年7月)では「少年心理研究号」と題して特別号が組まれ、不良少年少女問題に焦点が当たっており、社会問題としての不良少年少女に対する本誌の関心の高さがうかがえる。また、第5巻第2号(大正9年2月)の編集後記では、「少年裁判法、精神病院法と声ばかり聞くことが久しくて、何一つとして適確な実現を見たものはありませぬ。さうして幾多の憐れむべき、救はるべき魂が、空しく放棄されています。(中略)私達はますます奮はねばなりませぬ。私達の仕事には、未来の光が輝いていることを信じて、諸君へのおたよりの筆を措きます。」90とあり、不良少年少女に対する関心が高く、人間科学の専門的な雑誌として、少年少女の心理や犯罪行為の心理に学術的裏付けを持ちながら考察を加えようとしていたことに特徴がある。そのため、同誌を通して当時の不良少年少女の様子や彼らを取り巻く環境を明らかにすることは、大正期後半の日本の社会を読み解く上で大きな意義を持つと考えられる。

#### 2 旧少年法の沿革

本節では、本稿が着目する明治末期から大正時代の旧少年法の制定に至る不良 少年少女を取り巻く制度的環境の変化について解説しておきたい。

そもそも、不良少年という言葉が用いられ始めたのは明治27~28年の日清戦争前後とされている<sup>10)</sup>。それは戦後の不況により孤児棄児等が増加し、それに比例するように少年の不良化が進んだことで、不良少年が1つの社会問題として注目され始めたことに由来する<sup>11)</sup>。日清戦争後の不況と都市化によって増加する初期の不良少年少女に対して採られた対処法は、懲治場留置若しくは私設の感化院入院であった。旧刑法第79条において定められた懲治場留置は、懲治場が監獄の中にあり被留置者の処遇が囚人と同じであった。そのため、児童矯正の環境的不備が問題視されていた。また明治16年ごろから有志の手で私設の感化院が設立され始め、監獄改良運動や未成年者に対する関心が高まった。これらの流れを汲み、明治33年に感化法が制定され、各都道府県に8歳以上16歳未満の幼年囚を収容する感化院が設立されるようになる。その後、明治40年に刑法が改正され、14歳未満の行為は罰せられないように規定された。また、刑法の改正を受けて明治41年に感化法の対象が16歳未満から18歳未満に引き上げられた。

感化法の制定後も不良少年少女は活動写真「ジゴマ」12)の流行の影響を受ける

などし、増加の一途をたどる<sup>13)</sup>。そのような中で、旧少年法は明治45年以来司法 省内部において、平沼騏一郎らを委員に、山岡万之助らを幹事として、司法省内 部の特別委員会で審議され、起草されていった。旧少年法は司法省と内務省での 激しい論争などを経て、四度目の提出となった第45回帝国議会で成立し、大正11 年に制定された。

旧少年法の特徴は6つ挙げることができる<sup>14</sup>。それは、刑の教育化、保護主義の原則化、虞犯少年の保護、審判機関の設置、新しき保護形態の設定、人格調査である。少年に対しては刑罰よりも保護によって改善を図ることを重視し、保護主義の原則の下、多様な処遇を実現させる工夫がなされた。少年の審査には専門の審判機関として少年審判所が設置された。また、旧少年法と同時に矯正院法も制定され、犯罪を為す虞のある少年などに対して教育を施し、教養や実業を授ける場所として矯正院が設立されていく。このように、旧少年法の制定により、今まで適切な処遇を受けられていなかった不良少年少女に対する法的な制度が整った。本稿第Ⅲ章では、旧少年法の施行を境に制度面においてどのような議論がなされていたかを『変態心理』を通して分析する。

## Ⅱ 少年少女の不良化の要因

本章では『変態心理』において大正期の少年少女がどのような要因により不良 化すると考えられていたかを分析する。不良化する原因としては多様な原因が言 及されており、一元的に原因を追究することはなされていなかった。しかし、特 に先天的な原因である素質と後天的な原因である境遇の2つに大別され、それら の原因が複雑に絡み合うことで不良化すると考えられていた。第1節では両親か らの遺伝など先天的な原因により不良化するとした考えを紹介する。第2節では 後天的な原因の中の家庭環境による原因に着目し紹介する。第3節では後天的な 原因の中でも社会環境による原因に着目した考察を分析する。

## 1 先天的原因

本節では、少年少女が先天的原因により不良化すると論じられていた例を示す。 先天的原因には両親からの遺伝による身体的、精神的な劣等が問題視されており、 そのような遺伝的問題を原因として優生学への連関が生まれていった。

まず、少年少女の不良化の原因を遺伝に見出す際、少年少女の身体や精神が普

通の少年と比較して劣等であることが問題に挙げられていた。親からの遺伝に着目しての特徴的な見解は、アルコールの過剰摂取が挙げられる。第2巻第4号 (大正7年4月)では、不良児童の生じる原因は複雑ではあるが、親の精神病や結核、飲酒などの子供を産む前の生活状態が関係するとし、酔っている時に受胎すると酒精のために害された細胞を遺伝するから生まれた子供は多く変質者となると、親の飲酒による先天的原因が述べられ、社会における生活環境の改善が必要であると主張されている<sup>15)</sup>。また、第15巻第1号 (大正14年1月)においては、「とかく変態傾向の人物には、その血統上に何か争はれぬ点を発見するもので、もはや言い古されて人皆知つていることながら、近親結婚や、大酒家や犯罪者の系統に注目せねばならぬのは、変ることなき事実である。」<sup>16)</sup>と述べられており、親の飲酒が子供に大きな影響を与えるという遺伝学的分析はこの当時の主流の見解であったことがわかる。

また、原因は明確ではないが、不良少年の精神や身体が劣っているという特徴を述べているものも多く見られた。第2巻第3号(大正7年1月)では2つの監獄の少年受刑者の精神を調査し、少年受刑者の精神異常者の割合が高いことを示している<sup>17)</sup>。この記事では、精神異常の範囲を白痴といった智能の程度によるものだけでなく、癇癪者、ヒステリー患者、病的人格者までに広げて考え、個人的素質を分析し感化教育に生かす必要性を説いていた。また、不良少年は普通の少年と比較して、遺伝的疾病が原因で体が劣弱であり、身体が劣等であるからこそ不良や貧困に陥るため、優生学が必要となると述べる論説も見られた<sup>18)</sup>。

このように不良化の原因を遺伝という先天的な問題に見出すと、それを解決するための手段としての優生学が注視され連関が生まれていく<sup>19)</sup>。第9第5号(大正11年5月)では、不良少女や犯罪者が生ずる原因は遺伝だけでなく環境からも生まれるとした上で、「低能、常習犯、遺伝的の精神病、神経病の人は、かかる病毒を殖さぬために避妊又は産児制限を施し、(中略)一定の疾病にかかれるもの等を、子を生むことなからしむるを期する産児制限は、医学上の問題であり、又優生学上の問題として、近来著しく注目を惹くに至ったので、是は誰人もなく認められている。」<sup>20)</sup>と論じているのはその典型であろう。少年少女の不良化の原因を先天的要因に見出し、その改善のために産児制限などの優生学への展開が見られていたことは注目すべきであろう。

以上、本節では少年少女が先天的原因により不良化するとされていた例を挙げた。アルコールの過剰摂取をしている親や病気の親などからの遺伝が、精神や身

体を劣弱にし、少年少女を不良化させると考えられていた。そして、それら不良 少年少女を減少させるために優生学を適用する必要性までが論じられていたので ある。

しかし、こうした先天的原因を不良化の原因とする論説は後天的原因よりは多くはない。旧少年法の制定により感化教育が充実されていくことは前章で説明した。その流れの中で、少年を感化救済するためには、治療が難しい先天的な原因よりも、治療が可能な後天的な原因を中心に論じる方が現実的であると考えられていた。そのため、先天的な要因は多様な不良化の原因の中の1つとして取り上げられながらも、補完的扱いに止まっていた。以下、少年少女が不良化する原因の中核に据えられていた後天的原因についての詳細を紹介したい。

#### 2 家庭環境

本節では、後天的原因の中の家庭環境に着目し考察を加えた説を追ってみたい。 不良少年の家庭に目を向ける際の着眼点は、親権者の存在と愛の程度と、家庭の 経済環境と教育の程度であった。

1つ目の着限点である親権者とは誰に育てられたかということである。不良少年少女は実の両親に育てられた者が割合として少ない。監獄に収容されている18歳未満の少年に対して統計を取った結果によると、生育別という項目において全682人中実父母から育てられたものは381人であり、約44%の不良少年が両親からの生育を受けていないことが指摘されていた<sup>21)</sup>。このような統計は不良少年少女の実態調査や感化教育への適応のために、行政により行われ紹介されており<sup>22)</sup>、どの統計においても不良少年少女の実父母に育てられた割合は、不良ではない少年少女の実父母に育てられた割合と比較して低い。このような家庭環境の現実に「不良少年を生む原因」があるとされたが、そこには「両親家族の愛の欠乏」と「愛の過ぎたもの」が少年少女を不良化させると指摘されていた<sup>23)</sup>。

親からの愛の欠乏に関する言説では、当時流行していた新興宗教である大本教にすがる信者の心理と不良少年のそれを同一視し、両親の愛をなくした少年がその代わりを探そうという心理の結果、不良行為を行うに至るとした<sup>24)</sup>。また、「今日、新聞紙等に発表される罪の子といふものの多くは恵まれない家庭に人となったものである。即ち両親がなかったり、片親がなかったり、なさぬ仲であったりしたために心のひがんだ者である。又心のひがんだ結果変な思想を有つ者があるが、多くは後天的のものである。」<sup>25)</sup>と少年少女が親からの愛の欠乏により心が

ひがみ罪を犯すのだとし、かかる境遇が少年少女を犯罪に導くと捉えていた。

親からの愛の過剰を問題視した論説では、両親から養育されている不良少年少女に着目し、「これはつまり両親が揃って居て、可愛さの余り少し位悪い事をしても怒りもせず、とかく甘やかせて育てる為であろうと思ふ。」<sup>26)</sup>と述べていた。彼らが不良化する原因を、両親から甘やかされて育てられ、不良行為が見逃されていることに求めていた。また、東京都の不良少年台帳に載り警察が警戒している者に対する統計結果によると、約400名の内、父母の溺愛又は過干渉のために不良行為を行ったものが約230名ほどおり、約58%が親からの愛の過剰が原因とされていたことは興味深い結果である<sup>27)</sup>。このように両親が揃って居ない子供は親からの愛が欠乏しているため心理的に満たされず不良行為を行い、両親が揃って居る者は親からの愛が過剰であるため不良行為が見逃され不良化がエスカレートすると考えられていた。

2つ目の着眼点は家庭の経済状況とそれによる教育の程度である。当時は貧富 両方の家庭から不良少年少女が生まれると考えられていた。しかし、裕福な家庭 と貧しい家庭では不良行為を行うに至る境遇が大きく異なると認識されていた。

最初に裕福な家庭に生まれた不良少年少女についての解説を紹介したい。不良少年少女は貧しい家庭から生まれるという考え方が一般的であったため、上流階級からも不良少年少女が生まれていることが問題視されていたのである。この上流階級から生まれる少年少女たちの不良化の原因は、前述した親からの愛情の問題、すなわち親からの愛の過剰、若しくは女中などに養育を任せた結果の両親からの愛の欠如にあると考えられていた<sup>28)</sup>。また、「上流社会の中には家庭が余りに厳格過ぎて子女の教育から三度々々の食事までも雇人まかせにして、殆ど家庭的の温情に浴せしめないうちに知らず知らずの間に雇人即ち女中とか運転手とか小間使いから悪化されるものであるが、父母の無理解から全てを消極的に之れでもイケないアレもイケないづくしで之れ之れをしようとして宜しいと云ふものは殆どない様である、自然少年少女が家庭をキラツテ家出するのも可なり多い。」<sup>29)</sup>と上流階級であるからこそ生まれる家庭の厳格さを子供が窮屈に感じ、反発しようとする心理作用により不良化すると解説されていた。したがって、裕福な家庭の子供に関しては監督を行き届かせ、家庭に於いての教育を改善する必要性が提言されていた。

次に貧しい家庭に生まれた不良少年少女についての論説を取り上げる。前述したように日清戦争後の不況と都市化により不良少年少女は増加する。貧しい家庭

に生まれてきた子供は幼少期から働きに出て、教育を十分に受けていない子供も多かった。成績が悪い子供の原因を分類し検証する記事では、飢餓や過労などの環境が悪い児童を、社会的に傷つけられた児童として分類し、彼らは学校においてほとんど勉強せず、最終的に遺棄の状態に陥り窃盗などを行うようになると説明している³0°。下層階級では親からの監督が不行届きで無教育の者が多いと述べ、貧困層の子供が教育を十分に受けられないために不良化すると指摘されている。また、境遇が盗児を生んだ例を取り上げている論説では、学校教育も3年しか受けず、大酒飲みの父親がいる貧児として育った境遇が、この少年の道徳感情の教育不足を招き、浅はかな動機で盗みを働かせるに至ったのだと、個性診査の成績を基に分析している³1°。教育不足のため不良行為を行ったのだと結論づけられる中、感化教育の施設が種類や数において不十分であることが問題視される。このように不良少年少女は、家庭環境の貧しさ故に教育が十分に受けられず、犯罪を為すに至ると考えられていた。そのため、少年少女の感化救済のために教養や実学を与え、生きる術を身に付けさせることが重要であると考えられていく。これに関連する少年少女の感化救済事業の変遷については第Ⅲ章で取り上げる。

以上、本節では少年少女の不良化の原因を家庭環境に見出す論説を紹介した。 不良少年少女は親権者からの愛の欠如もしくは過剰が彼らの心理に影響し不良行為をするに至ったと分析されていた。また、家庭の経済状況が厳しいために教育が十分に受けられず、そのために不良化するとも考えられていた。家庭環境という最も身近な社会が少年少女の心理に大きく影響し、彼らの将来を形成する大きな基礎になるとの考え方は、大正期においても重視されており、その論旨を基に不良少年少女の感化教育が考えられていたことがわかる。

# 3 社会環境

本節では後天的原因の中の社会的環境に着目した見解に注目する。その社会的環境としては、都市化と活動写真などの娯楽、そして交友関係の3点に大別できる。

1つ目に都市化に注目した分析を紹介したい。明治期に導入された資本主義経済により貧富の差が拡大していた。特に日露戦争から明治末期にかけての漁村や農村の貧窮は著しく、大正時代は都市への人口の流出が激しい状況であった。仕事を求めて田舎から上京してきた青年男女は過酷な労働環境で働くも、その厳しさから逃避し浮浪児となるなど色々な過程を経て都市の下層社会に入っていく者

が多かった32)。『変態心理』においても、新奇を追い変化を求める血気の青年が、 物質文明の一特徴である虚栄心に駆られる為に上京して、一度彼らが都会の空気 に接触すると不良の精神に感染し、不良行為を欲して遂に堕落の淵に沈む者が続 出する、と上京してきた若者の不良化への道筋を説明している論説が見られた<sup>33</sup>。 都会の生活が人を不健康にして、普通の職業にも就けず安定した生活を送ること ができないために、都市の下層社会に入らざるを得なくなるとの解説である。ま た、「彼らが不良児になる契機は都の風に憧れて家を飛び出し、華麗な美人の自 動車が疾走するを見て一種の羨望の心が湧いて、一円に虚栄心を唆され、知らず 知らず犯行の淵に導かれていくのである。」34)と、田舎から上京してきた青年男 女が都会に出てくることで知った欲望を満たすために犯罪行為に手を染めていく と考えられていた。少年少女を誘惑し犯罪行為を教えることで金儲けをする紙屑 問屋も問題として挙がっていた<sup>35</sup>。彼らの手段としては浅草公園などの浮浪少年 が多くいそうな場所へ子分を出し、甘い言葉で誘い込み、犯罪の方法を教え込む ことで、仕込んだ少年を所謂バタ屋にさせる。問屋に泊まる場合は二銭か三銭の 金が必要であり、ご飯も自分で食べないといけないため、最低限の生活以上のお 金を得るために紙屑拾いを副業とし、より稼げる盗難や空き巣狙いを本業にして 生活をするようになると解説されていた。また、別の記事では、「一歩裏通りに 足を踏み入れると、そこには貧困者、薄命者、病者犯罪者、不具者、狂者等雑然 として相雑居しているのを見る。其内には掏摸の専門家や乞食の親分などもいて、 何時も小青年の男女を誘惑し、又は使嗾して、以つて自分の悪行の手足をしてい る。実に悪漢無頼の徒の養成所の観がある。」36 と紹介されている。このように 下層社会において少年少女を誘惑し、犯罪行為の教授を行う存在がいたことが明 らかにされていた。不況などの社会的状況と田舎からの人口流出により都市の貧 民層が拡大し、都市の下層社会へと少年少女が足を踏み入れることで、犯罪行為 の教授を受け、少年少女の不良化が加速していったと考えられていた。

2つ目に活動写真の影響が指摘されていることは興味深い。活動写真は明治時代から流行していた娯楽であった。特に当時大流行した「ジゴマ」という映画が少年少女に大きな影響を与え、ジゴマを真似し、脅迫などの不良行為を行う少年少女が増加したとの認識である<sup>37)</sup>。『変態心理』においてもジゴマを真似しようとした不良少年少女の事件が紹介されていた<sup>38)</sup>。このような活動写真による少年少女への悪影響は当時から広く問題視されており、警視庁を中心に様々な対策や規制が講じられた<sup>39)</sup>。『変態心理』は、活動写真が少年少女に及ぼす心理的影響

に注目して論じている。その研究によると、活動写真はその光線や犯罪の方法を 示唆するような内容により、少年少女に潜む先天的又は後天的悪の素質を発現さ せる原因となり、少年少女に不良行為を行わせる低級な教育機関になっていると 分析されていた<sup>40)</sup>。少年の好奇心に着目している記事では、活動写真や読み物な どにより沸き起こる好奇心とそれを実現したいという冒険的な興味が、遺伝や家 庭環境により不良な素質を持った児童が罪を犯す契機になっているとし、不良性 を育む環境の改善のための感化事業の必要性が語られていた<sup>41)</sup>。犯罪における変 態心理の作用を分析した研究では、衝動的模倣性という心理がもたらす犯行とし て、子供が活動写真を見て影響を受け殺人をしたり、人を騙したり、放火をする 例を取り上げていた<sup>42</sup>。このように、活動写真の内容が少年心理に影響を与え、 少年少女に潜む不良性を発現させることで、犯罪を為す原因を作っていると考え られていることは興味深い43。また、社会の変態的事件を網羅的に取り扱う「現 代の縮図」においても、活動写真に影響を受けて犯罪を為した少年少女や活動写 真館での犯罪が多く取り上げられていた<sup>44)</sup>。主に事件の紹介が多い<sup>45)</sup>が、不良少 年が活動写真の内容に影響を受けやすく、活動写真の内容を動機として不良行為 を行っていたとの認識が示されていた。また、活動写真見たさにお金が欲しく窃 盗などを行う少年も存在していた。不良少年の犯罪動機の調査によると、27%の 不良少年が間食や活動写真観覧の費用に充てるために犯罪行為をしていた<sup>46</sup>。そ こでは、「而して斯かる場所は青春の男女席を同して混合せる場合多く、肩々相 摩し手掌相触れ脂粉の香鼻を衝き、夜更くるに連れ性欲を誘惑する機会多ければ なり。」47)と述べ、活動写真館という場所自体に風紀の乱れの原因を見出してい たことがわかる。このような活動写真館の猥褻な空気は男女の席を別にするなど の規制により収まったため<sup>48)</sup>、少年少女に影響した期間は長くないが、活動写真 を動機とする犯罪の中でも当時の時代を映す特徴的なものと言える。

このように少年少女は活動写真の内容により犯罪方法を学び、それを実行に移していく。活動写真の影響を受ける少年少女には、先天的又は後天的に変態心理が潜んでおり、活動写真が契機となり犯罪行為が引き起こされると考えられていた。今日でもテレビやゲームなどによる子供への悪影響は問題視されているが、大正時代においても活動写真による子供への悪影響が解説されていることは興味深い。『変態心理』においては、活動写真の影響をより根本の少年少女の心理に着目して研究していたことは、人間心理を取り扱う雑誌特有の視点と言える。

3つ目に交友関係の影響が挙げられていた。生活における悪い交友関係が少年

少女を悪の道へと進めていたが、不良少年は硬派と軟派に分けられていた<sup>49</sup>。硬派の不良少年は団体を組み昔ながらの義侠的精神を内包し暴力行為を行っていた。彼らは明治から大正にかけて数を減少させていく。軟派の不良少年は犯行対象を主に女性に絞り多様な不良行為を行い、単独行為を好む者が多かった。彼らは硬派の減少と共に数を増加させ、個人だけでなく団体を組む者も現れるようになる。このような軟派の不良少年達との交友が少年少女を不良化へと導いていくとされていた。

『変態心理』ではアメリカのウィリアム・ヒーリーという研究者の不良少年研 究を紹介しながら、不良な友人の悪い娯楽を真似し、悪友の誘惑により犯罪行為 を行っている少年達を統計的に紹介している500。また、同じ論説内において不良 少年が団体を組む心理的作用をも分析し、不良少年の予防と矯正の見地から意見 を提示していた。他の記事では中学生は学校内または通学の途中に於いて悪友に 誘われて知らず知らずの内に不良行為を覚えていくのが普通になっていると軟派 の不良少年が生まれる道筋を示しているものも見られた<sup>51)</sup>。また、少年と恋愛関 係を結ぶことで不良化する女学生も問題になっていた。「現代女学生の心理傾向」 というテーマで行われた座談会では、恋愛に傾倒する女学生が増加したと述べ、 軽佻浮薄な風習が漸次に養成されて、ほとんど不良青年男女間に見る如き関係性 が教師と生徒の間にも現れてきていることを警戒する見解が述べられている。20。 ここでは女学生の間に恋愛傾向が見られていることと、「不良 | という言葉に恋 愛や性的行為などが内包されていることが読み取れる。少女が不良少年に送った ラブレターを紹介している記事では、不良少年が少女を誘惑し恋仲になることで お金を得ようとする巧妙な手段が明らかになっており53)、恋愛に傾倒することで 少女が堕落していくことが問題視されていた。また、不良少女の団体を例にとり、 自由恋愛や自由思想を履き違えて横道に入り、男子救済のための性的行為が邪淫 な行為となった例を紹介している54。不良少年は繁華街や海水浴場など人が多い 所に出没し犯罪を行ったり、少女を誘惑したりしていた。当時流行していた自由 恋愛などの思想も相俟って、不良少年の誘惑により不良化する少女が増加してい たと考えられる。

以上、本節では少年少女が不良化する後天的原因の中の社会的原因に注目した解説を紹介した。そこでは、都市化という社会的変化により不良少年の数を増加させ、都市に特徴的な「活動写真」などの娯楽が少年少女の心理に刺激を与え、不良行為を行う契機となっていたことが、さらに、不良な交友による誘惑や新し

い自由恋愛思想などが少年少女を不良化させていたことが指摘されていた。

# Ⅲ 不良少年少女の感化救済

本章では『変態心理』が創刊される大正6年10月から終刊になる大正15年10月まで、『変態心理』を通して、不良少年少女の感化救済のための制度やその内容について、どのような問題意識の下で議論が行われていたかを明らかにする。

第1節では、旧少年法と矯正院法が制定される大正11年4月までを対象に考察を加える。第2節では、同法制定後の大正11年5月から終刊までを対象に考察を加える。

#### 1 旧少年法制定前

この節では少年法制定前までの不良少年少女への対策めぐる言説について分析 する。第I章で述べたように、創刊当時、不良少年少女の増加に反して、彼らを 裁く法制度、救済するための施設が不足していた。『変態心理』においても、創 刊号から「この様な犯罪者の精神病理的検査機関、少年裁判所、不良少年収容所、 感化教育方法等の猶ほ未設、若しくは不備不完全な現在我が国の状態に於いても、 事情の許す限り、之に関する他の諸学者の研究と相俟って、精神病理に関する医 学的専門知識をして共同作業せしめる事は、極めて必要な事項であるといふても、 蓋し我田引水の言ではなからう。|550 と、不良少年少女に対する法制度が未整備 であることに問題意識を持っていたことがわかる。また、「不良少年研究号」と して発刊された第2巻第3号(大正7年7月)では、海外での感化事業と比較し 日本の感化教育の不備不完全な状態を嘆き、少年が処罰の対象ではなく教育の対 象であるべきだという感化主義の前提を確認した上で、少年に対する感化救済が 将来の犯罪を防ぐために如何に重要であるかが説かれている56)。この論説は国立 感化院長であり、法学博士である小河滋次郎57)によるものである。彼は少年法 を巡る議論における重要論者であり、『変態心理』における不良少年少女に関す る言論の水準の高さがうかがえる。

この時期に特徴的な言説としては不良少女の増加とそれに対処する感化施設の不足が挙げられる。「各地ともに不良性の者を感化する上に男本位で女子は閑却されて居る」<sup>58)</sup> など、女子に対する施設の不足を嘆いていた<sup>59)</sup>。女性の犯罪は男性に比べると少ない<sup>60)</sup> が、不良少女の増加と共に施設の需要が高まっていたこ

とがわかる。

旧少年法は大正9年の第42回帝国議会において初めて提出された。しかし、成 立はそれから3年後の大正11年の第45回帝国議会においてであった。この間、司 法省と内務省との間で、少年審判所を司法省の管轄下にするか、内務省あるいは 文科省の管轄下にするかという問題で激しい論争があった<sup>61)</sup>。これについて、『変 態心理』においても、『現代の縮図』というコーナーで議論の流れを追い、編集 者の意見が述べられている。大正9年4月に出版された第5巻第4号では、「児 童の個性調査を主眼とする教育行政の範囲に属すべき不良少年の保護感化事業が 今議会に提出せられた少年法案の経過によって全然司法処分に変更せらるるに就 いては、専門学者間に種々反対議論も行はれ、殊に不良少年の感化事業に従事し つつある者に至っては同法案は不良少年を犯罪人視する悪風を助長する事になり、 また少年保護司に一地方裁判所管内に於ける不良少年全体の観察事務を掌らしめ る如きは頗る不徹底不完全な成績より見ることは出来まいと云っている。右につ き、全国感化院長有志団は先に小河滋次郎博士の少年法案反対論を印刷して貴衆 両議員及び各委員に配布し少なくとも同法案に字句の修正を施して其幣を除かれ ん事を運動したが其効がなかったので、大阪府立修得館亀山副長が東上して政府 当局の意見を聴取し、更に何等かの方法に出るそうである」<sup>62)</sup> とする。司法省で はなく内務省や文部省の管轄下にすべきという同誌の考えが読み取れる。同年11 月の第6巻第5号の「現代の縮図」では、「不良少年は牢として抜くべからざる 社会的病弊で、何処まで行つたら解決がつくかは前途漠たるもの、一点の公明も ない。之に対する施設云々の声も、声ばかりで実現しない。或は施設ぐらいでは なほらぬかも知れぬ。根本的の社会改造が必要であるかも知れぬ。」63)と述べ、 少年法が制定されず、感化事業が進まない事を暗に嘆いていた。また、旧少年法 が制定される直前の大正11年には、「それにしても早く少年審判所と矯正院がほ しいものだ |64) と述べ、「相変らず不良少年の問題が、煩々として吾人の耳目に 触れるのは嘆かはしい事である。若草が萌え出づると共に、彼等も勢力を伸ばし て来るに相違ない。為政者はしつかりして貰ひたい、と共に根本的な救治策を早 く確立して欲しい。いつまでも調査に日を暮したり、不足勝ちな現在の施設に放 任していないで、矯正院でも少年裁判でもやれる限りの事をどんどんやつて見て 貰ひたい。試みでも何でもよい、試みが現在よりも悪化させることは、到底あり 得ない。うつちやらかしておくよりは何かしらやつている方がいいからであ る。」65) と、議会に提出されてから一向に議論が進まない少年法案や矯正院法に

対して業を煮やしている様子が読み取れる。

付言すれば、大正10年6月には、日本精神医学会から『少年不良化の径路と教 育』という本が出版されている。はしがきには「不良少年はどうして生まれるか、 その処置をどうしなければならないかといふことは、今日の一般人士が何より先 に知っていなければならぬことである。それで本会はさういふ概念を、世のお父 さんやお母さん達に知って貰ふために此書物を作ったわけなのであります。」<sup>66)</sup> と書かれており、不良少年少女について世間の人々を啓蒙しようとしていたこと が読み取れる。また、同書の第6章は「不良少年の感化救済」という章題で不良 少年の感化救済について説明している。海外の感化教育や児童保護法、少年裁判 の例を挙げた後に、日本における感化院の実情や、審議中の少年法案の内容と議 論の要点を述べ、「ただ、こういふ設備は、一日も早く完備せしめねばならぬも のであることを、再び力説するに留める。」<sup>67)</sup> という一文で第6章をまとめてい た。ここでの設備とは少年法や感化院などを指している。この本の最後では、「実 に不良少年の問題は、現代に於ける再急務の問題である。それを単なる表面の現 象としてのみ看過することなく、吾人はその思想的背景にまでも深く入って考え なければならない。」68 と不良少年少女に対する問題意識を再確認している。こ のように日本精神医学会は不良少年少女に対して社会問題という認識を持ちなが ら『変態心理』を公刊し、少年少女の心理に着目する感化救済事業の充実を急務 と捉えていたことが読み取れる。

このように、旧少年法制定前には、少年裁判の必要性や少年感化の重要性、矯正施設の充実を主張する言説が多く見られた。また、議会に法案が提出されると、日本における少年法を巡る議論を注視しながら、誌面において率直な所見を述べていた様子が明らかになった。

## 2 旧少年法制定後

この節では旧少年法制定後にどのような論説が見られたかを明らかにする。前 節では不良少年少女に対する感化救済の制度が未整備だったことから、制度を希 求する言説や、制度の内容についての論説が多かった。しかし、制度が整ってい くと、より専門的に少年心理に着目する論説が増加していく。

大正11年4月に旧少年法が制定された後、大正12年1月の施行までの間には少年審判や監獄に関する海外の事例を紹介し、教育主義の考えの重要性を説く解説が見られた。ロシアの少年裁判を取り上げ、教育主義に立ち至極温和な判決が行

われていることを紹介しているもの $^{69}$ や、罪人を悪者ではなく弱者として教育するニューヨークの犯罪者の更生に優れた監獄の事例 $^{70}$ が挙げられていた。施行後の第11巻第2号では、劣等児や低能児に対する特殊教育に関する論説の中で、不良児に対する矯正の機関ができつつあることが触れられているが、専門的な内容はあまり見られなかった $^{71}$ 。

大正期後半の特徴的な出来事として関東大震災がある。『変態心理』において も震災後の大正12年11月20日に「流言心理号」として、関東大震災における流言 と発生当時の現地報告などを載せていた。震災により印刷所などが焼け、発刊が 厳しくなってはいたが、翌年の1月と3月にも雑誌を発刊し、5月から通常通り 月刊雑誌として発刊している。震災以降の雑誌の中では、震災の影響を受けた不 良少年少女の姿が描かれている。震災により、家や親などを亡くした子供も多く、 不良少年少女は激増していた<sup>72)</sup>。東京の復興と警察に焦点を当てた記事では、震 災後の東京の状況を第一次世界大戦後の欧州の姿と照らし合わせて考察し、震災 などの非常事態において少年犯罪が増加する原因を、子供の心理状態が通常と異 なることと規律が乱れることの2点にあると分析した上で、その点に注意を払っ て警察は治安維持に努めなければならないとしていた73)。また、避難民中の不良 少年少女の犯罪が頻発しているため、少年裁判所出張所の設置を行い、犯罪を防 止する対策を行ったことを説明し、不良少年の防止策を講じることが国家の未来 のために必要な対策であるとしていた<sup>74</sup>。震災の発生により不良少年少女は増加 していたが、国家の非常事態のため、彼らに対する福祉制度は後回しにされてい る現状があったで、そのような中で、『変態心理』の編集者は、不良少年少女の 感化につながる少年審判や感化教育を続けることが未来の国家のために必要であ ると主張しており、これからの社会を担っていく少年少女に対する研究を重視し ていたことがわかる。

その後、第14巻第1号(大正13年7月)では「少年心理研究号」と題して、不良少年少女や、学校教育に関する特別号が出版された。同号の時論では、多くの感化院や少年刑務所が設置され、少年裁判が行われていることへの当事者の努力に感謝を述べながらも、それらの運用にあたって子供の根本心理や素質を理解している人間が少ないことを問題視していた<sup>76)</sup>。このような問題意識の下、彼らを感化救済するために重要となる鑑別方法や感化方法に関してより専門的な具体例が挙げられていく。異常児の定義や分類、鑑別方法について述べている記事では、性格異常児の中で不良少年少女の性格的特徴などを挙げ、彼等の鑑別方法につい

て原因や症状などの具体的な鑑別方法が紹介された<sup>77)</sup>。そこでは、性格異常を鑑 別することが特に難しいことを指摘した上で、様々な異常児を精神学や医学、心 理学に基づき研究することで不良少年少女一人一人に適した鑑別を行い、感化救 済事業を発展させる必要があると主張していた。また、不良少年少女の鑑別方法 として優れているアメリカの事例を挙げ、日本の鑑別方法の危うさに警告を発し ていた<sup>78)</sup>。不良少年少女に対して生理的、心理的、環境的の三方向から精神医学 や心理学の専門家による十分な調査を行うことでより適切な審判を下すというア メリカのベーカー判事財団の鑑別方法を説明した後に、「メンタルテストを実施 するようになつたのは、固より前に言つた如く一段の進歩なることを認むるも、 然し之に対する知識の徹底せざる人々に依つて鑑別せられ、若しくはよし専門家 であつても、単にその一方面よりしてのみ調査したものを土台にして、是等の心 理状態に対して最後の判断を下すことは、却って是等の少年を誤判するの恐れが ないでなからうかと思はる。」79)と日本の鑑別方法について問題視し、適切な感 化救済のために、ベーカー判事財団の方法に基づいて鑑別することを提言してい た。このように不良少年少女の適切な感化のためには、機械的に制度を運用する のではなく、少年少女の心理に注目し、鑑別方法に心理学や精神医学を応用する など、制度の運用方法に改善の必要性があると考えていたことがわかる。

その後も、鑑別方法や感化方法に対する具体例を伴う記事が見られる。1人の不良少年に対して、個性診査という心理学を応用した心理実験や身体検査を行い、その結果を述べた記事では、個性診査が心理学と医学の両方から一人一人の少年少女の特徴を把握することに長けていることから、その必要性を主張していた<sup>80)</sup>。また、全国の主な感化院に収容されている児童全員への精神鑑別の調査の結果を紹介した記事もあり、このような調査が日本で初めてのことであるため、完全に正しいとは言えないが研究の参考になると述べられていた<sup>81)</sup>。不良少年の精神状態と身体状態を医学の立場から観察した記事では、不良少年の種々の身体的、精神的特徴を挙げ、「不良少年は社会には可なり多くいるが、本当に素質が悪くて、何うしても矯正することの出来ぬ者は少ないので、彼等はその境遇に支配されて、知らず知らずの中に不良な行為をなすに至るのである。従つて、か、る不良少年を防止するには、その子供の個性を知り、これを適度に教え導くのが必要である。」<sup>82)</sup>と、予防の観点から子供の個性を基に教導する必要性を述べていた。心理学や精神医学などを応用した個性診査や精神鑑別を参考にして、不良少年少女一人に対して適切な感化教育を行う必要性が主張されていたのである。また、

不良少年の民間による感化教育の事例として、アメリカの兄愛運動が紹介されていた<sup>83)</sup>。兄愛運動とは、交友関係が少年少女を良くも悪くもするという考えの下、不良な少年を善良な少年と交友させ、そのような良い交友により不良性を矯正するというアメリカの民間運動である。その他、セツルメント運動での青年教育の事例<sup>84)</sup> なども挙げられており、児童の保護教育が官民両方で進んでいる海外の事例に学び、感化教育の方法に多様性を持たせようとしていたことが読み取れる。このように、旧少年法制定後は、制度の運用方法に関する言説が増えた。少年の審判の際の鑑別方法に関する論説や感化教育の多様な方法などが、少年少女の心理に着目しながら、海外の事例を紹介するなどして論じられていた。そこでは、制度の運用方法の改善と多様性のある感化教育を必要視していたことが明らかになった。また、本誌では増加する不良少年少女を、これからの将来を担う世代の人物として感化教育する必要を感じていたことが読み取れる。

## 終章

本稿では、大正期の不良少年少女がどのような原因により生まれ、彼らを取り 巻く環境がどのように変遷していったかを『変態小理』を通して明らかにした。

Iでは『変態心理』という雑誌の概要と特徴を述べた後、大正期の不良少年少女を取り巻いていた法律や感化救済事業などの制度的環境について明らかにした。『変態心理』は幅広いテーマを取り上げ、社会の変態事象を網羅的に取り扱う雑誌であった。不良少年少女の心理に着目し、心理学や精神医学などの学術的裏付けを持ちながら見解を述べていることは『変態心理』に特徴的であった。

Ⅱでは『変態心理』において大正期の少年少女がどのような原因により不良化すると考えられていたかを先天的要因と後天的要因の両方から分析していた。遺伝という先天的原因により身体や精神が劣等な者が不良化しやすいと考えられていたため、先天的原因による不良化を減少させるという立場から優生学との連関が生まれていたことが明らかになった。また、少年少女の不良化の原因が様々な家庭環境に見出されていたことから、少年少女が育つ家庭環境と十分な教育が重視されていたことが分析できる。都市化という社会変化も少年少女が不良化する原因を養成し、都市における「活動写真」という娯楽が不良行為に拍車をかけていたと見なされていた。不良な交友や自由恋愛思想なども少年少女を悪の道へと進める契機になると考えられていたことも同時代ゆえに生起された特徴といえる

であろう。

Ⅲでは、旧少年法制定を境に、不良少年少女を取り巻く制度的環境について『変態心理』における論説がどのように変化していったかを分析した。旧少年法制定前では、少年裁判の必要性や少年感化の重要性、矯正施設の充実を主張する見解が多く見られた。議会に法案が提出されると、日本における少年法を巡る議論に対して注視し、紙面において少年法案や矯正院法が遅々として進まないことに業を煮やしている様子が明らかになった。旧少年法制定後では制度の内容に関する専門的な論説が増えた。少年少女の心理に着目しながら、少年審判の際の鑑別方法に関する知識や多様な感化教育の事例が紹介されていた。『変態心理』において、増加する不良少年少女をこれからの将来を担う世代の人物として感化教育する重要性が説かれ、制度の運用方法の改善と多様性のある感化教育を必要視していたことが明らかになった。

『変態心理』は人間の心に着目し、大正時代の幅広い領域に目を向けていた雑誌である。少年少女は様々な要因が複雑に絡まりあい不良化するため、一律に原因を特定できるものではないが、彼らの精神や心理に注目することで彼らを矯正する端緒が見つかる。人間の心が引き起こす犯罪などの「変態」事象を、その心に着目することで解明しようとした『変態心理』は、大正時代の社会を人間心理という根本から読み解く良い資料であると言えよう。

- 1) 小田晋、栗原彬、佐藤達哉、曽根博義、中村民男『『変態心理』と中村古峡一大正文化への新視角』(不二出版、平成13年)。
- 2) 本稿での不良少年少女とは、犯罪行為を行う18歳以下の少年少女のことを指す。
- 3) 作田誠一郎『近代日本の少年非行史―「不良少年」観に関する歴史社会学的研究』 (学文社、平成30年)。
- 4) 「編集の後に」(『変態心理』第4巻第6号、大正8年12月)。
- 5) 「投書歓迎 | (『変態心理』 第1巻第1号、大正6年10月)。
- 6) 「余の経験せる変態心理」(『変態心理』第9巻第5号、大正11年5月)、(『変態 心理』第9巻第6号、大正11年6月)。
- 7) 「謹告」(第17巻第2号、大正15年2月) 内において5か月後の100巻号に向けての宣伝と、それに際しての読者からの意見を募集していた。募集要項は、雑誌の方向性、雑誌に求める記事、今までの記事で面白かったもの、今までの記事で有益だったもの、雑誌の最も改善すべき点の5点であった。
- 8) 前掲、小田『『変態心理』と中村古峡―大正文化への新視角』(112-127頁)。
- 9) 「編集の後に | (『変態心理』第5巻第2号、大正9年2月)。
- 10) 金子準二「犯罪者の心理」(近代犯罪科学全集第10編、武侠社、昭和5年、290頁)。

- 11) 鮎川潤『少年犯罪―ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』(平凡社、平成12 年、53頁)。
- 12) フランスのル=マタン紙に連載されたレオン=サンジー作の探偵小説の主人公で、出没自在の悪漢。1911年に初映画化され有名になり、日本でも同年の明治44年末に浅草金龍館で封切られジゴマブームを巻き起こしたが、社会問題となり上映禁止された。「ジゴマ」の影響による少年犯罪については、前掲、作田『近代日本の少年非行史―「不良少年感」に関する歴史社会学的研究』(197頁)、平山亜佐子『明治大正昭和不良少女伝 莫連女と少女ギャング団』(河出書房新社、平成21年、51-62頁)において具体的な事件と共に紹介されている。
- 13) 前掲、鮎川『少年犯罪―ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』(53頁)。
- 14) 以下、旧少年法と矯正院法に関しては前掲、作田『近代日本の少年非行史―「不良少年感」に関する歴史社会学的研究』(33-67頁)、前掲、鮎川『少年犯罪―ほんとうに多発化・凶悪化しているか』(86-88頁)、岩井宜子『少年矯正と女子非行(課題研究 少年非行と非行少年処遇の過去・現在・未来)』(犯罪社会学研究、平成27年、27-38頁) 参照。
- 15) 高島平三郎「不良児と親の生活」(『変態心理』、第2巻第4号、大正7年8月)。
- 16) 高峰博「犯罪性と個性診査」(『変態心理』第15巻第1号、大正14年1月)。
- 17) 杉江薫「不良少年の身体並に精神」(『変態心理』第2巻第3号、大正7年7月)。
- 18) 海野幸徳「不良少年問題」(『変態心理』第6巻第2号、大正9年8月)。
- 19) 『変態心理』における優生学については、溝口元「『変態心理』に見る大正期の 生命科学」(前掲、小田『『変態心理』と中村古峡一大正文化への新視角』、92-119頁) において、詳しく論じられている。
- 20) 山内繁雄「産時制限と優生学」(『変態心理』第9巻第5号、大正11年5月)。
- 21) 黒田源太郎「統計上より見たる犯罪少年」(『変態心理』第2巻第2号、大正7年6月)。
- 22) 統計の結果を紹介した他の記事としては、武田愼次郎調査「不良少年となる動機」(『変態心理』第1巻第6号、大正7年3月)、櫻井員次郎「入院生徒の身分調査」(『変態心理』第2巻第3号、大正7年7月)「現代の縮図」(『変態心理』第7巻第5号、大正10年5月)、「現代の縮図」(『変態心理』第9巻第3号、大正11年3月)、「興味ある不良調査」(『変態心理』第16巻第2号、大正14年8月)などがある。
- 23) 有馬修学園長「不良少年を出す家庭」(『変熊心理』第2巻第5号、大正7年9月)。
- 24) 片上伸「一本の藁と不良少年」(『変態心理』第6巻第4号、大正9年10月)。
- 25) 下田次郎「罪人と社会」(『変態心理』第18巻第1号、大正15年7月)。
- 26) 鈴木元吉「二様の不良少年」(『変態心理』第1巻第3号、大正6年12月)。
- 27) 前田警部「不良少年少女を出す家」(『変態心理』第3巻第2号、大正8年2月)。
- 28) 「退学処分が不良児を生む」(『変態心理』第17巻第1号、大正15年1月)。
- 29) 「嫡出子に多い不良の子供」(『変態心理』第16巻第5号、大正14年11月)。
- 30) 富士川游「教育と医学」(『変態心理』第12巻第1号、大正12年7月)。

- 31) 前掲、高峰「犯罪性と個性診査」。
- 32) 前掲、作田『近代日本の少年非行史―「不良少年感」に関する歴史社会学的研究』 (68-71頁)、また、都市への若者の人口流出のデータとしては、大正9年の国勢調査における「現在地及出生地より見たる内地出生者の府県間移動―府県」と「年齢階級 (17区分)及配偶関係別人口―府県」がある。この統計によると、出生者に対する現在者の超過は東京や神奈川、大阪等の都市圏のみでプラスになっており、都市への人口流出が明らかである。また、多くの県では年齢が上がるごとに人口は減少しているが、東京府や大阪府では15-19歳の人口が最も多くなっており、若者の都市への流入を示していた。
- 33) 坂口鎭雄「不良少年発生の原因」(『変態心理』第2巻第3号、大正7年7月)。
- 34) 「現代の縮図」(『変態心理』第6巻第1号、大正9年7月)。
- 35) 「変態心理日誌」(『変態心理』第2巻第3号、大正7年7月)。
- 36) 前掲、坂口「不良少年発生の原因」。
- 37) 前掲、平山『明治大正昭和不良少女伝 莫連女と少女ギャング団』(51-62頁)。
- 38) 「変態心理日誌」(『変態心理』第2巻第5号、大正7年9月)。
- 39) 前掲、作田『近代日本の少年非行史―「不良少年感」に関する歴史社会学的研究』 (193-196頁)。
- 40) 影山静雄「活動写真を見る人」(『変態心理』第5巻第6号、大正9年6月)。
- 41) 「少年の時代的変象」(『変態心理』第17巻第6号、大正15年6月)。
- 42) 前田誠孝「犯罪と変態心理」(『変態心理』第14巻第5号、大正13年11月)。その他、呉秀三「未成年犯罪者の心理」(『変態心理』第2巻第3号、大正7年7月) においても、活動写真をまねた犯罪の原因を児童の模倣性の高さに見出している。
- 43) もっともここでは、少年少女の不良の素質は遺伝や家庭環境などの前述した原因により育まれると考えられていたため、活動写真そのものを悪としていたわけではなかった。したがって、活動写真の内容自体についての規制の必要については言及されていなかった。
- 44) 「現代の縮図」(『変態心理』第5巻第5号、大正9年5月)、「現代の縮図」(『変態心理』第7巻第3号、大正10年3月)、「現代の縮図」(『変態心理』第7巻第5号、大正10年5月)、「現代の縮図」(『変態心理』第9巻第1号、大正11年1月)、「現代の縮図」(『変態心理』第9巻第6号、大正11年6月)、「現代の縮図」(『変態心理』第10巻第3号、大正11年9月)、「現代の縮図」(『変態心理』第17巻第6号、大正15年6月)、「現代の縮図」(『変態心理』第18巻第1号、大正15年7月)、「現代の縮図」(『変態心理』第18巻第1号、大正15年7月)、「現代の縮図」(『変態心理』第18巻第1号、大正15年7月)、「現代の縮図」(『変態心理』第18巻第1号、大正15年7月)、「現代の縮図」(『変態心理』第18巻第2号、大正15年8月)において具体的に紹介されていた。
- 45) 第9巻第6号(大正11年6月)の「現代の縮図」では、活動写真から思い付いて強盗略奪を行った少年の事件が紹介されていた。また、第17巻第6号(大正15年6月)の「現代の縮図」では短刀を持って活劇ごっこをしていた少年達を取り調べた結果、活動写真を見てそれを実行してみたくなったという理由で強盗を行っていたと自白した事件が紹介されていた。

- 46) 黒田源太郎「統計上より観たる犯罪少年」(『変態心理』第2巻第3号、大正7年7月)。
- 47) 同上。
- 48) 前掲、作田『近代日本の少年非行史―「不良少年感」に関する歴史社会学的研究』 (193-195頁)。
- 49) 硬派不良少年と軟派不良少年に関する説明は、前掲、作田『近代日本の少年非 行史―「不良少年感」に関する歴史社会学的研究』(242-247頁) 参照。
- 50) 三好豊太郎「交友と不良少年」(『変態心理』第14巻第1号、大正13年7月)。
- 51) 後藤四方吉「不良少年の行動」(『変態心理』第15巻第4号、大正14年4月)。
- 52) 中村古峡、森田正馬、栗田淳一、葛西又次郎、落合兼善、栗山信次郎、川崎清、福井淳、高木そね子「変態心理座談会 現代女学生の心理傾向」(『変態心理』第 13巻第3号、大正13年5月)。
- 53) 松宮英太郎「不良少年に送れるラブレター」(『変態心理』第14巻第5号、大正 13年11月)、松宮英太郎「不良少年に送れるラブレター」(『変態心理』第14巻第 6号、大正13年12月)。
- 54) 前田誠孝「犯罪に現れたる性的変態」(『変態心理』第14巻第6号、大正13年12月)、ここでは、高等女学校の生徒4名が、青年期の性的苦悩により悪い所に足を踏み入れ堕落していく男子を救おうと、幾多の男子に自らの純潔を惜しげもなく許していた例が語られていた。彼女たちは、愛は個人のものではなく、社会全体の人間が自由共通的に分かち合うものであるという考えを持っており、恋愛の普遍性を信じていたことからこのような行動に出たと考えられていた。
- 55) 佐藤政治「習慣性犯罪者に就いて」(『変態心理』第1巻第1号、大正6年10月)。
- 56) 小河滋次郎「犯罪と感化救済事業」(『変態心理』第2巻第3号、大正7年7月)。
- 57) 小河滋次郎 (1864-1925年) は明治-大正時代の社会事業家。文久3年12月3日生まれ。ドイツに留学し監獄状態を視察。明治19年内務省警保局にはいる。監獄法制定に尽力し、国立感化院創立に加わる。大阪府にうつり、大正7年方面委員(民生委員)制度を創設した。大正14年4月2日死去。63歳。信濃(長野県)出身。東京専門学校(現早大)卒。本姓は金子。著作に「救恤十訓」など。(『日本人名大辞典』、講談社、平成13年)。
- 58) 小河滋次郎「不良少女と感化院」(『変態心理』第1巻4号、大正7年1月)。
- 59) 不良少女に対する施設の不足に関するその他の記事としては、生江孝之「不良 少年少女感化教育」(第1巻第4号、大正7年1月) や、田村静明「家庭の愛を 欠ける感化児童」(『変態心理』第2巻第8号、大正7年12月)、牧野虎次「児童 保護法の制定」(『変態心理』第4巻第3号、大正8年9月)がある。
- 60) 寺田精一「婦人と犯罪」(『変態心理』第3巻第6号、大正8年6月) において 比率が述べられており、全年代において男性の犯罪の方が多かった。
- 61) 鮎川潤『新版 少年非行の社会学』(世界思想社、平成14年、87-89頁)。
- 62) 「現代の縮図」(『変態心理』第5巻第4号、大正9年4月)。
- 63) 「現代の縮図」(『変態心理』第6巻第5号、大正9年11月)。

- 64) 「現代の縮図」(『変態心理』第9巻第3号、大正11年3月)。
- 65) 「現代の縮図」(『変態心理』第9巻第4号、大正11年4月)。
- 66) 中村古峡『少年不良化の径路と教育』(日本精神医学会、大正10年、1頁)。
- 67) 同上、(189頁)。
- 68) 同上、(251頁)。
- 69) 央忠雄「共産露国の子供裁判」(『変態心理』第10巻第3号、大正11年9月)。
- 70) 栗原基「社会を背景とする教育」(『変態心理』第11巻第1号、大正12年1月)。
- 71) 本田親二「特殊教育の機会均等」(『変態心理』第11巻第2号、大正12年2月)。
- 72) 前掲、作田『近代日本の少年非行史―「不良少年感」に関する歴史社会学的研究』 (204-206頁)。
- 73) 松井茂「帝都復興と警察問題」(『変態心理』第13巻第1号、大正13年1月)。
- 74) 「新聞から」(『変態心理』第13巻第1号、大正13年1月)、「新聞から」という題名ではあるが、従来の「現代の縮図」と同様の内容である。震災を受けて紙面構成を変更していたためと推測できる。
- 75) 前掲、作田『近代日本の少年非行史―「不良少年感」に関する歴史社会学的研究』 (204-206頁)。
- 76) 「時論 少年教養の問題」(『変態心理』第14巻第1号、大正13年7月)。
- 77) 熊谷直三郎「異常時の定義分類並に其鑑別」(『変態心理』第14巻第1号、大正 13年7月)。
- 78) 生江孝之「少年鑑別とベーカー判事財団」(変態心理』第14巻第1号、大正13年 7月)。
- 79) 同上。
- 80) 前掲、高峰「犯罪性と個性診査」。
- 81) 熊谷直三郎「感化院児童の精神鑑別 | (『変熊心理』第15巻第1号、大正14年1月)。
- 82) 成田勝郎「不良少年の精神病学的観察」(『変態心理』第15巻第4号、大正14年 4月)。
- 83) 前掲、三好「不良と交友関係」。
- 84) 牟井清「欧米社会の児童問題|『変態心理』第14巻第1号、大正13年7月)。